

令和8年度 介護保険改正について

老齢基礎年金（満額）の1年間の支給額が、809,500円から826,464円となることに伴い、令和8年度から介護保険料等における基準額が見直されました。

P8 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

決まり方 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況および所得に応じて個人ごとに決まります。

基準額…保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに、介護保険料の算出にかかる費用や65歳以上の人数などから算出されます。

令和6～8年度の勝央町の介護保険料が決まりました。

82.65万円に変更

所得段階	対象者		割合	介護保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人 		基準額×0.285	22,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	38,500円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.685	54,300円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる状態）	同一世帯の中に住民税が課税されている人がおり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	71,200円
第5段階（基準額）		同一世帯の中に住民税が課税されている人がおり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	79,200円

P12 負担が高額になったとき（高額介護（予防）サービス費）

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

82.65万円に変更

◆利用者負担の上限(1か月)

利用者負担段階区分		上限額(月額)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人がある世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者 		個人 15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合 		個人 15,000円 世帯 15,000円

●市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が 令和8年8月1日から変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。

令和8年8月から、第3段階①・②に該当する方について、食費が**30円～60円（日額）**、一部の方を除き居住費については**100円（日額）**引き上げられます。

* 食費の基準費用額についても**100円（日額）**引き上げられます。

		基準費用額	負担限度額（負担いただく日額）						
			第1段階	第2段階	第3段階①		第3段階②		
					令和8年7月まで	令和8年8月1日から	令和8年7月まで	令和8年8月1日から	
食費 【ショートステイの場合】		1,545円	300円 [300円]	390円 [600円]	650円 [1,000円]	680円 [1,030円]	1,360円 [1,300円]	1,420円 [1,360円]	
居住費	多床室	特養等	0円	430円	430円	430円	430円	530円	
		老健・医療院 <small>（注）</small>	0円	430円	430円	430円	430円	530円	
		老健・医療院等	0円	430円	430円	430円	430円	430円	
	従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室の多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円

（注）「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。



補足給付の対象となる方

（令和7年度の年金額改定を踏まえ、**令和8年8月**から、利用者負担段階の基準を見直します。）

利用者負担段階	補足給付の主な対象者（令和8年8月～） <small>※非課税年金も含む</small>	預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が 年金収入金額 ^{（※）} ＋合計所得金額が 82.65万円 以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	市町村民税 年金収入金額 ^{（※）} ＋合計所得金額が 82.65万円 超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	非課税 年金収入金額 ^{（※）} ＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。（事業を実施していない社会福祉法人等もあります。）

補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。